

第4節 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進

○内閣府及び関係省庁では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っている。

(2) 仕事と子育ての両立支援

○厚生労働省は、「育児・介護休業法」（平3法76）の周知・徹底を図るとともに、育児・介護休業や所定労働時間の短縮などの措置などの両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している。

第5章 子供・若者の成長を支える担い手の養成

第1節 地域における多様な担い手の養成

1 民間協力者の確保

（保護司）

○法務省は、幅広い分野から保護司候補者を得るとともに、保護司の活動を組織としてサポートできるよう基盤整備に努めている。

（更生保護関係施設・団体）

○法務省は、更生保護施設、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の積極的な促進を図っている。

（人権擁護委員）

○法務省は、幅広い世代・分野の出身者に人権擁護委員を委嘱している。全ての人権擁護委員に対し、各種研修により子供や若者の人権問題に関する知識の習得を図っている。

（児童委員）

○児童委員は、子供と妊産婦の生活の保護・援助・指導を行っており、研修により、児童福祉の専門的知識の習得に努めている。

（母子保健推進員）

○母子保健推進員は、家庭訪問による母子保健事業の周知、声掛け、健康診査や各種教室への協力を始め、地域の実情に応じた独自の子育て支援と健康増進のための啓発活動を行っている。

（少年警察ボランティア）

○警察は、少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、少年警察ボランティアを委嘱しており、人材の多様化、活動の多様化を図っている。

（少年補導委員）

○内閣府では、地方公共団体が委嘱している少年補導委員の活動に関して、補導・相談の効果的な進め方などの情報共有を図っている。

2 同世代又は年齢の近い世代による相談・支援

○内閣府は、地域で中心的役割を担っている青少年育成指導者、少年補導委員、青少年育成に関する活動を行う各種団体の指導者に対して研修会を開催している。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構を始めとする青少年教育施設は、青少年関係団体の指導者などを対象とした研修を行っている。

第2節 専門性の高い人材の養成・確保

1 総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成

○内閣府は、民間も含めた子供・若者育成支援に係る関係者の参加を得て、青少年育成支援機関に関するブロック連携会議を開催している。

2 教員等の資質能力の向上

(教員の資質能力の向上)

○文部科学省は、複雑化・多様化している学校現場の諸課題に適切に対応できる実践的指導力のある教員を育成するため、教員養成・研修などの充実を図っている。

(教職員評価)

○文部科学省は、従来より教職員評価を活用した人事管理について指導しており、一部実施を含めると全ての教育委員会が教職員評価システムの運用・充実に取り組んでいる。

(学級編制と教職員配置)

○平成27(2015)年度は、アクティブ・ラーニングへの転換の推進や、学校に多様な専門スタッフを配置するとともに、学校マネジメント体制を強化し、学校のチームとしての教育力・組織力の最大化を図るなどのため、900人の新たな定数措置を行った。

3 医療・保健関係専門職

○厚生労働省は、募集定員20名以上の臨床研修病院・大学病院が行う臨床研修では将来小児科医と産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを必ず設けることとしている。また、看護職員の養成課程では、学校保健や地域母子保健、小児看護学等、子供や若者に対する支援を含む教育内容としている。

4 児童福祉に関する専門職

○厚生労働省は、児童福祉司や児童心理司、児童家庭相談担当職員などに対する研修の充実などを図っている。

5 思春期の心理関係専門職

○厚生労働省は、医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者を対象に、思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修を実施している。

○法務省は、少年鑑別所に勤務する法務技官に対する研修体制を整備し、心理関係専門職としての計画的な養成を行っている。

6 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職

(少年補導職員)

○警察は、非行少年の立ち直り支援や被害少年への支援などを行う、少年問題に関する専門組織である少年サポートセンターを設置するとともに、少年補導職員を配置している。

(少年院の法務教官)

○法務省は、少年院の法務教官に対して、専門的な知識と技術を付与するための研修体制を整備している。

(保護観察官)

○法務省は、保護観察官の処遇能力の向上に資するため、各種研修のより一層の充実を図っている。